プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 本日の検討の概要

本日の検討の概要

(議論の経緯)

1. 第 23 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会(2015 年 10 月 27 日開催)より、2013 年中に IASB により公表された会計基準及び解釈指針(以下「会計基準等」という。)のエンドースメント手続を開始し、これまで以下の作業部会及び親委員会で検討を行った。

開催日	親委員会及び作業部会
2015年10月27日	第 23 回作業部会
2015年10月28日	第 117 回金融商品専門委員会
2015年11月6日	第 323 回親委員会
2015年11月19日	第 24 回作業部会
2015年12月4日	第 325 回親委員会
2016年1月26日	第 25 回作業部会
2016年2月16日	第 26 回作業部会

- 2. これまでの検討を踏まえて、以下の3項目を「削除又は修正」を検討すべき項目の 候補として抽出し、そのうち、(2)及び(3)について、「削除又は修正」を提案する 方向で検討を進めている。
 - (1) 賦課金の会計処理 (IFRIC 第 21 号 「賦課金」(以下「IFRIC 第 21 号」という。))
 - (2) 資本性金融商品に対する投資の公正価値ヘッジに関するノンリサイクリング 処理 (IFRS 第 9 号「金融商品」(ヘッジ会計並びに IFRS 第 9 号、IFRS 第 7 号 及び IAS 第 39 号の修正)(以下「IFRS 第 9 号 (2013 年)」という。))
 - (3) キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるベーシス・アジャストメント (IFRS 第 9 号 (2013 年))

(本日の検討事項)

公表文書の案の検討

3. 作業部会及び親委員会での検討を踏まえ、第2項のとおりに進めるとした場合の公表文書の案を作成し、作業部会で検討を行った。作業部会での検討を踏まえ、これ

らの文案についてご審議いただきたい。

- (1) 修正国際基準公開草案第2号「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」の改正案のコメント募集及び公表の経緯(審議事項(3)-2)
- (2) 修正国際基準公開草案第2号「修正国際基準の適用(案)」(審議事項(3)-3)
- (3) 修正国際基準公開草案第2号 企業会計基準委員会による修正会計基準第2号 「その他の包括利益の会計処理(案)」(審議事項(3)-4)

「修正国際基準の適用(案)」等の発効日及び経過措置について

4. 作業部会での検討を踏まえ、前項(2)及び(3)の文書の発効日(強制適用日)、及び、IFRS 第9号の発効日及び経過措置についてご審議いただきたい(審議事項(3)-5)。

その他

5. 当委員会は、昨年 IFRS 適用課題対応専門委員会を設置し、IFRS 解釈指針委員会における議論をフォローするとともに、必要に応じて、我が国における IFRS の適用上の課題について議論することとしている。このうち、我が国における IFRS の適用上の課題について、第1回 IFRS 適用課題対応専門委員会において示された意見を踏まえ、今回の公開草案が公表された後、IFRS のエンドースメントに関する作業部会において、これまで同作業部会において抽出された項目について、ガイダンスや教育文書が必要となる可能性のある論点があるか否かを識別するとともに、これに関する議論を行うことを予定している。

以上